

いじめの被害者を徹底的に守り通す対応

1 当該児童について

【被害】小学校2年男子A（1名） 【加害】小学校2年男子B（1名）

2 対応に至るまでの経緯

(1) 保護者からのいじめの訴え ～状況の確認～

平成29年4月20日、Aの保護者が、市教育委員会にいじめを訴えてきた。保護者の訴えの内容や当時の様子は以下の通りである。

- ・ 同学年の男子Bから、「冷やかしやからかい」「軽くぶつかる」等を繰り返され、A本人もAの家族もいじめに苦しんでいる。
- ・ 本事案が発生していた状況の全てが、教師不在の休み時間である。
- ・ 本事案は、昨年度に発生した事案の再発である。
- ・ 学校は、昨年度、訴えを受け対応したが、保護者はその内容と結果に納得していない。
- ・ 保護者は、いじめが再発したことに対し、学校への強い不信感を募らせている。
- ・ 保護者は、「学校にいじめを訴えても何も変わらない」という強い憤りを感じている。

(2) 市教育委員会による校長との面談 ～事実の確認・方針の確認・当面の措置の検討～

保護者との面談後に、市教育委員会は、校長との面談を即日実施した。ここで訴えが事実であると確認した市教育委員会は、以下の方針に基づき、段階的に対応することを助言した。

【市教育委員会のいじめ対応の方針】

- ・ 【いじめからの救済】
 まずは、児童Aを「いじめから徹底的に守り通す」こと
 児童Aを「いじめの場から救い出す」こと
- ・ 【いじめからの回復】
 次に、児童Aが「Bとの関係性を回復させる」こと
 児童Aが「安心して学校生活を送ることができる」こと

方針の確認後、市教育委員会と校長は、「いじめからの救済」に向けた当面の具体的な措置を講じた。面談後、市教育委員会は、すぐにAの保護者と連絡を取り、上記の方針と学校からの具体的な説明がこの後すぐにあることを伝え、理解を得ることができた。

3 いじめからの救済 ～Aをいじめの場から救い出すために、学校が講じた措置の具体～

(1) 家庭訪問（平成29年4月20日）

校長と担任は、市教育委員会との面談後、すぐに家庭訪問を実施した。そこで、市教育委員会と確認した「いじめからの救済と回復」を約束するとともに、それに向けた「当面の具体的な措置」について説明をした。

成果：1学期末に行った市教育委員会と保護者との面談の中で、保護者は「すぐに市教育委員会と学校の双方から、『Aをいじめから守る』という話があり、安心した。」と話している。

(2) Aに対する支援 ～居場所づくりと絆づくりの視点から～

安心して学ぶことを目指した「授業の中の居場所づくり」と、学級への所属感の高まりを目指した「絆づくり」の取組を、特に重視した。その中で、Aの自信につながる事実が

見られた時には、機を逃さず認めることを通して、Aと教職員との関係性が回復することを大切にしたい。また、学級内で認められているということを相互に実感できるようなフィードバックの場を意図的に設けることで、学級における所属感が高まることを目指した。

成果：Aから教師に話しかける機会が増えた。今後も継続的な支援は必要であるが、安心して過ごしている表情が増えたことを校長も保護者も実感している。

(3) Aに対する教職員の見守り（強化期間：平成29年4月21日～5月8日）

本事案は、教職員が不在の休み時間に発生していることから、管理職・生徒指導部・学年部による見守りを意図的・計画的に実施し徹底した。特に、保護者が訴えた翌日から5月8日までの期間における再発防止に向けて、見守りの組織体制を一層強化した。

具体的な取組として、21日は本校におけるバス遠足であったが、引率予定を変更して、校長が2年生の引率に加わった。保護者が訴えた翌日の再発防止に向けて、組織的な見守りを行うとともに、Aに対して、教職員が積極的に関わろうとした。

成果：4月20日の校長との面談時に、本事案における当面の最悪の事態を想定した。それは、保護者の訴えの直後に再発することであった。訴え直後のいじめの再発は、保護者との信頼関係の構築を一層困難にするからである。見守りを強化したことで、教師不在の時間がなくなり、直後の再発を防いだ。

(4) Aの保護者との情報連携の充実

学校は、保護者との連絡を密にすることとした。保護者の安心につながるように、いじめに関する現状に加えて、Aが頑張っている状況やよい表情の情報も伝えることとした。

成果：遠足終了後の夕方に、校長は保護者に対して、遠足中のAの係活動の頑張りの様子や、他の級友と仲良く遊んでいた様子を観察し、具体的に報告している。A自身も、遠足からの帰宅後すぐに、家族に対して「すごく楽しかった」と話している。同日の夜に、市教育委員会が保護者と面談した際には、保護者は感謝の意を表していた。

(5) 加害者Bに対する支援と指導

いじめの状況から、Bが精神的に不安定な時にAへのいじめを行っているのではないかと仮説が生まれた。その仮説に基づき、Bの精神状態の安定に努めた。具体的にはBの交流欲求や承認欲求を満たすような関わりを、Bの保護者と協力して増やすこととした。

Bの精神状態が安定しているときに「いじめはよくないこと」という価値を担任が指導し、校長が状況を確認した。合わせて「友達と仲良くする」ことの価値を伝え、機を逃さずにBがそのよさを実感できるよう留意した。

成果：今後も継続的な支援は必要であるが、8月7日現在において、Bが他の児童をいじめるという事案は発生していない。

3 いじめからの回復 ～Aが安心して学校生活を送るために～

(1) 方針の実現を阻む問題点の整理

4月20日に行われた校長との面談の中で、本校において「救済と回復」の過程を阻む

2つの問題点があることが明らかになった。

①問題点1：なぜ、いじめが再発したのか

- ・学校にいじめに対する危機意識が欠如していた可能性があること。

- ・学校は昨年度の対応で解消したと捉えており、AとBに対する継続的な支援が欠けていた可能性があること。新年度の情報の引き継ぎで、支援が引き継がれなかった可能性があること（校長・担任・生徒指導主事が異動している）。

②問題点2：なぜ、保護者が納得していないのか

- ・保護者は、「学校ははじめからわが子を守ってくれない」と感じていること。
- ・保護者は、学校の対応に、迅速さや誠実さが欠けていると感じていること。
- ・対応に対する保護者との合意形成が十分でなかったこと。学校側がはじめの解消に向けて何を行ったのか、保護者が理解していない事実があること。
- ・昨年度、学校内の対応が一元化されていなかった可能性があること。保護者は本事案に

対して、学校全体の取組になっていないと感じていること。

(2) 問題点の解決に向けた「課題の設定」・「課題解決のための手立て」・「取組の成果」

市教育委員会は、本事案の真の解消と今後の適切な対応の実現のためには、上記の2つの問題点を解決することが必要であると判断した。そして、問題を解決するための課題を設定し、課題に迫る過程を通すことが、方針の実現につながると判断した。

①問題点1に対する課題～再発を防ぎ、Aをいじめから守り通すために～

(ア) 課題：いかにして学校におけるいじめに対する危機意識を高めるか。

いかにして「いじめの認知力」を高め、いじめを見逃さない学校をつくるか。

いかにして、連続性のある支援体制を構築するか。

(イ) 課題解決のための手立て

【「いじめに対する危機意識」と「いじめの認知力」の向上に向けて】

- ・市教育委員会は市校長会等を利用して、いじめの認知力向上に関わる研修を実施した。また、個人情報に配慮した上で本事案の再発の構図を示し、対応のあり方について確認するとともに、深刻化した他県の事案を例として示し、深刻化につながる要因を確認した。
- ・市教育委員会は、本校へのいじめ対応アドバイザーの派遣を決定し、「いじめの定義（いじめ防止対策推進法）」に基づいた「積極的な認知」に向けた校内研修を実施した。
- ・市教育委員会は、定期的に本校におけるいじめの認知状況を確認した。いじめ問題対策チームで検討されながらも、いじめと認知されなかった全事案に対して、その理由を確認し、適切にいじめが認知されているかをモニタリングした。

【「連続性のある支援体制」の構築に向けて】

- ・いじめ等に関する情報が適切に引き継がれるよう、個人カードのあり方や活用の仕方を現在検討している。特に支援の状況が新年度にリセットされないよう留意している。

(ウ) 取組の成果

○いじめの認知数の増加～子どもたちの中で起きている事実と認知を近づける～

- ・本校における1学期のいじめの認知件数が、昨年度の件数とほぼ同数となった。

(本市全体を見ても、1学期の認知件数は、小中ともに昨年度1年間の認知件数に迫る数となった。この状況を市教育委員会は極めて肯定的に評価している。)

○いじめを見逃さない雰囲気醸成

- ・児童を細かく観察しようとする雰囲気が校内に広がり、情報の風通しが良くなった(本校校長・教頭談)。

②問題点2に対する課題～いじめの対応に対する保護者からの信頼を得るために～

(ア) 課題：いかにして保護者との合意形成を図り、措置に対しての理解を得るか。

いかにして「認識の共有」と「行動の一元化」を実現させていくか。

(イ) 課題解決のための手立て

【Aの保護者の不信感を払拭するために】

- ・市教育委員会と学校は、Aの保護者がいじめによって不安な気持ちに陥っているという心理的事実に対して謝罪した。
- ・市教育委員会や学校は、Aの保護者に対して、対応の方針（救済と回復）を即日伝え、その実現を約束した。

【保護者からの信頼を得るために】

- ・「命と人権にかかわることは後回しにしない。」これは市教育委員会が、繰り返し学校に伝えてきたことである。市教育委員会は、Aの保護者にこの姿勢を伝えるとともに、学校にも再確認し、その徹底を求めた。
- ・学校は「いじめから被害者を守る」という姿勢を保護者に適宜伝えた。「これまでとは違う」ということをAの保護者が感じ取れる対応になるよう努め、その事実を重ねた。
- ・学校は「学校いじめ防止基本方針」に基づき「個別案件対応班」で具体的な措置を講じた。市教育委員会はその妥当性に関する助言を行った。
- ・迅速な対応となるように、校長や担任は毎日の状況を保護者に報告した。
- ・誠実な対応となるように、市教育委員会は、保護者対応の事前と事後の状況を確認し、学校に対して助言を行った。

【保護者・市教育委員会・学校間における「認識の共有」と「行動の一元化」のために】

- ・市教育委員会は、本事案の解消に向けて、果たさねばならない学校や保護者の責務をそれぞれと確認した。
- ・市教育委員会は、対応の方針（救済と回復）を保護者に伝えることで、「市教育委員会と保護者における認識の共有」を図った。
- ・市教育委員会は、保護者に説明した対応の方針を校長に伝えることで、本事案に対する「市教育委員会と学校における認識を共有」を図った。
- ・校長は、校内の「いじめ問題対策チーム」に対して、市教育委員会と共有した内容を伝えることで、「校内における認識の共有」を図った。
- ・校長は、保護者に対して、市教育委員会が示した措置の方針に基づく具体を丁寧に説明し、保護者の理解を得ることで、「学校と保護者における認識の共有」を図った。
- ・市教育委員会は、「3者間の認識の共有」の状況を適宜モニタリングし、必要に応じて調整したり、助言を行ったりした。

(ウ) 取組の成果

○保護者の信頼の回復

- ・現在は、Aの保護者はいじめ事案に関わらず、様々なことを学校に相談するようになった。Aの保護者は、1学期末に実施した市教育委員会との情報交換の際に「いじめがなくなって安心している。学校はいじめから守ってくれている。」と話している。

○「認識の共有」と「行動の一元化」への意識の向上

- ・組織内において「認識を共有」させた上で「行動を一元化」することが、事案の解消に向けて有用であったことを、教職員が実感した（本校校長談）。そのよさの実感により、本校の「いじめ問題対策チーム」の更なる機能化が期待される。

5 本事案の現在（8月7日現在）

- ・市教育委員会が報告を受けた4月20日以降、いじめの再発は確認されていない（AとAの保護者談）。またBとの関係も良好であり、現在はともに遊ぶ姿も頻繁に見られるという。
- ・校長は、解消したとの楽観的な認識を持たず、本事案の再発防止に向けて、引き続き取り組むこととしている。現在は夏季休業中及び2学期初めのA・Bの状況に注目している。
- ・市教育委員会は、定期的に保護者と連絡を取り、学校が講じた措置に対する保護者の思い等を確認している。

概要について

- 本事案は、小学校2年の2人の男子(A=被害, B=加害)の間のいじめの事案である。
- いじめの事実、Aの保護者が市の教育委員会に訴えたことから発覚した。いじめの内容は冷やかしやからかい、軽くぶつかる等が中心で、教師の目の届かない休み時間に行われていた。
- 昨年度にも同様のいじめがあり、それが再発していることに保護者は学校に対する強い不信感や憤りを感じていた。

対応について

- 市教育委員会は、いじめを訴えてきたAの保護者との面談後、即日に校長との面談を行い、その後、校長とAの担任は同日中に家庭訪問を実施した。保護者には「いじめからの救済と回復」を約束し、そのための「当面の具体的な措置」について説明した。
- Aに対する支援として、「授業中の居場所づくり」と「絆づくり」の取組、Aに対する教職員の見守りの強化、Aの保護者との情報連携の充実を図った。
- Bが精神的に不安定な時にAへのいじめを行っているのではないかとの仮説に基づき、Bの精神状態の安定に努めるとともに、Bに対し「いじめはよくないこと」「友達と仲良くすること」の価値を伝えた。
- 市教育委員会において、本事案の真の解消と今後の適切な対応の実現のため、「なぜ、いじめが再発したのか」「なぜ、保護者が納得していないのか」といった問題点について課題及び課題解決のための手立てを整理し、その後の取組に生かした。

本事案の対応に対するコメント

- ア：「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、いじめに対する措置として「事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す」とされている。本事案については、教職員が不在の休み時間にいじめが発生していたことを踏まえ、保護者から訴えのあった日の翌日から、管理職・生徒指導部・学年部による組織的な見守りを徹底しており、その結果、Aに対するいじめの再発が防止されており、対策が有効に講じられた事例と考えられる。
- イ：本事案は、いじめに対する迅速かつ組織的な対応、被害者・加害者に対する適切な支援及び指導、保護者との連絡を密にしたことなどによる信頼関係の構築、事案を契機とした問題点や課題の分析が行われていることなど、様々な観点から示唆に富むケースであると考えられる。

いじめに係る情報の保護者との共有

<概要>

- 友達から「ブタと言われた」と、被害児童が保護者に訴えた。
- 保護者から、担任に電話相談をしていじめが発覚。
- 被害児童は「学校には言わないでほしい」と保護者に訴えていた。
- 担任と保護者で本人にわからないように電話で対応方法を検討。
- 被害児童に対して、保護者が相談したことがわからないように、自然を装って、被害児童に事実確認をする方向で指導を進めていくことに決定。

<当該生徒>

【被害】 小学校2年男子A（1名） 【加害】 未特定

<対応>

- ・保護者からの電話相談に対して、担任が保護者の訴えを丁寧に受け止め、今後の対応の仕方について保護者の意向にそって一緒に考えた。
- ・被害児童は、保護者に「学校には言わないでほしい」と訴えていたため、その意図を汲み取り、自然に被害児童に接触し、最近の学校生活について、聞き出すようにした。
- ・担任は、翌日の朝に、本児と朝の挨拶を交わし、自然に「何か困っていることはない？」と尋ね、事実確認を行った。
- ・被害児童は「僕の頭はスッキリしているから大丈夫だよ」と答え、母親に昨日訴えたことは話さなかった。いじめの事実確認や加害児童の特定はできなかった。
- ・本児から、いじめの事実確認はできなかったが、しばらくの間、全職員が関わり、注意深く行動を見守ることにした。
- ・保護者に、対応時の状況について伝えるとともに、今後注意深く見守ることを確認した。
- ・以後、友達同士のトラブルは見られないが、様々な目で本児を観察し、情報を共有するようにしている。そして、その結果を、しばらくの間、保護者に伝えることを行った。
- ・加害児童に直接指導できないが、道徳の授業で、言葉の大切さについて考えさせた。

<効果>

- ・保護者の意向にそって一緒に指導方針を考えるとともに、すぐに学校体制で見守り、その状況を報告していたことに対して、保護者は学校に大きな信頼を寄せていた。
- ・以後、生徒同士で同様の訴えやトラブルは起こっていない。
- ・母親からもその後、同様の訴えや相談はなかった。

本事案の対応に対するコメント

ア：いじめに対する措置については、「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「教職員全員の共通理解，保護者の協力，関係機関・専門機関との連携の下で」組織的に対応することが求められており，保護者との協力・連携は重要な視点である。

イ：本件は，被害児童が学校に知られたくないという意向を有する状況で，学校側と保護者が協力・連携して，被害児童への見守りを強化したケースである。見守りについて，しばらくの間は全職員が関わるとともに，その結果を共有し，さらに保護者とも情報共有していたという対応方法は参考になるものと考えられる。また，本事案のように，対応方針を本人や保護者の意向を汲み取って，一緒に考えることも，信頼関係を構築する上で効果的と考えられる。

効果的ないじめの調査の手法，
効率的かつ的確な対応の記録方法，情報共有の方法

1 効果的ないじめの調査の手法

いじめ調査は，実態把握が目的であるため，目的に応じて内容や方法を考えて，無記名式，また選択肢式と記述式などのそれぞれの特長を生かし，組み合わせて実施する。

(1) 調査内容について

- ・いじめの定義をわかりやすく説明できる文章にして，アンケートの中に記載する。
- ・いじめの未然防止とどのくらいの頻度でいじめがおきているかを把握する調査（無記名式）
- ・教育相談を実施するための参考資料としてのいじめを含む調査（記名式）
- ・いじめの詳細について情報収集するための臨時調査（無記名式）
- ・調査項目10項目に絞り込み，集計を迅速に行う。

(2) 実施方法

- ・調査目的を変えて毎学期（6月，10月，2月）実施する。
- ・同日・同時間実施にする。欠席者については，別日の放課後に実施する。
- ・回答票の回収は，教室で実施する場合は回収箱の中に無作為に入れるようにする。家庭に持ち帰らせる場合は，封筒に入れて翌日提出させる。

(3) 調査結果の公表

- ・集計結果については，調査対象者に速やかに報告する。
- ・結果に対する「学校的意思表示」を伝えるとともに，具体的な対応策を構築させる。

2 効率かつ的確な対応の記録方法

「いじめ対応記録カード」に次の項目で生徒指導担当と学年担当が協力して記録する。

【記録カードの記入項目】

(1) 被害者と支援チーム

- ①被害者 学年，組，氏名，性別 ②担任 ③支援チーム（担当教諭）

(2) いじめの状況

- ①様態 ②発見のきっかけ ③いじめの発端 ④いじめた側・いじめられた側の状況 ⑤周囲の状況

(3) いじめの背景・人間関係・経過等

(4) 関係機関への報告・情報共有の状況

(5) いじめ事案対応フロー図に沿って記録する。

(6) 対応状況

- ① 事案調査班と事案対応班の記録を別に作成する。
- ② 事案対応では、いじめられた生徒といじめた生徒に分けて、指導・対応した日時・内容を記録する。

3 情報共有の方法

いじめの未然防止、早期発見・組織的な対応に繋げるための情報共有として、次の2点に取り組む。

- (1) 毎日朝の職員打ち合わせ会での連絡と報告
- (2) 毎週1回実施の生徒指導委員会での連絡と報告

本取組に対するコメント

- いじめ防止対策推進法第16条第1項においては、いじめの早期発見のため、定期的な調査その他の必要な措置を講ずることが定められており、その調査の在り方については、生徒指導リーフ「アンケート・教育相談をいじめ「発見」につなげる Leaf. 20」等を参考としつつ、各地域の創意工夫の下で行われているところである。
- 本取組のように、いじめ調査の目的に応じて内容や手法を変えて実施することは、重要な視点であると考えられる。また、児童生徒が回答・提出しやすいよう、教室で実施する場合は回収箱の中に無作為に入れるようにし、家庭に持ち帰らせる場合は、封筒に入れて翌日提出させるといった工夫も参考になると考えられる。
- 記録方法については、「いじめ対応記録カード」のような統一様式を作成し、生徒指導担当と学年担当が協力して記録する点に工夫が見られる。
- 情報共有の方法については、本事案のように、毎日の朝の職員打ち合わせ会で連絡・報告を行うなど、認知漏れ・対応漏れが起きないように、きめ細かく行うことが重要と考えられる。
- また、本取組のように、生徒指導委員会を毎週1回開催し、事案の連絡・報告を行う際には、教職員間の認識や行動のずれを修正する契機とする視点が重要であり、事案を通じた活発な意見交換が行われることが望まれる。

教育委員会としての対応

(指導主事によるサポート、緊急対応チームによる支援等)

<事例概要>

- ・「被害生徒の保護者」から市教委が相談を受けた事例
- ・被害生徒：A（中学2年）、加害生徒：B（中学2年、療育手帳取得者・普通学級在籍）

<相談内容>

- ① Bが通りすがりに「死ね」等の暴言をAに言う。教員に指導されるが、何度も繰り返す。
- ② Aにだけ言うのではなく、周囲の生徒にも同様の言葉をかけている。
- ③ 周囲の生徒の中にはBの特性と理解し、気にしないようにしている生徒も少なくな
い。
- ④ しかし、Aは祖母が亡くなる際にたいへんつらい思いをした経験があり、繰り返し
「死ね」と言われ、その言葉を軽く受け流すことはできず、言われるたびに傷つき
苦しんでいる。
- ⑤ 学級担任や学年団の教員に何度も相談している。
- ⑥ 本人への指導、Bの保護者への指導、パトロール体制・見守り体制の強化してもら
っているが、状況が変わらない。
- ⑦ 結果、暴言が繰り返されている。

<対応の手順>

- ① 「学校へ行きたくない」との本人の訴えもあり、市教委（学校指導課及び生徒指導
課の担当主事）で緊急対応。被害生徒A宅へ伺い、本人と保護者から詳しい状況や
本人の苦しさを聞き、市教委も安心できる環境を整えることに全力を注ぐことを伝
えた。（緊急対応チームによる支援）
- ② 加害生徒Bの保護者についても、B本人の発達上の特性に苦勞し、その特性による
対人トラブルで、多くの謝罪を重ねてきた。Bを育てていく中で困難さを抱えた結

果、「学校の理解が低い。支援体制が弱い。だから、このようなことが起こる」との不満を学校にもらしていたこともあった。このことから、生徒指導課から総合育成支援課に相談内容を伝え、問題解決への支援協力を依頼した。被害家庭Aには学校指導課・生徒指導課，加害家庭Bは総合育成支援課，計市教委3課での対応や支援を行うことを校長に伝える。事態の収拾に苦慮していた学校からも、改めて協力を依頼される。(緊急対応チームによる支援)

- ③ 生徒指導課が学校へ出向き、当該学年の学年団や生徒指導・補導の教員に、相談内容を改めて説明するとともに、現在に至るまでの学校の取組や経緯についての説明を受け、解消に向けた対応策について協議を行った。(指導主事によるサポート)
- ④ 加害生徒Bには、学校教員によるパトロール体制に加え、総合育成支援課から総合育成支援員(普通学級に在籍するLD等の発達障害や肢体不自由等の子どもたちを対象に学校・園の管理職や学級担任の指揮・指導の下での学習指導の補助、校内の移動介助等を行う非常勤嘱託職員)を配置し、Bの攻撃的な言動があった際の迅速な指摘・制止ができるようにした。総合育成支援員は、直接生徒指導を行うのではなく、あくまで授業者等の後方支援としての動きに留め、具体的な指導は学年団の教員で行っている。加害であるBの保護者にとっても、B本人に「言い聞かせる」ことが困難なため、何かをしてしまった際の「迅速な指摘・制止」する取組は、大変納得できる取組であったようである。(緊急対応チームによる支援)
- ⑤ 被害生徒Aについては、学校生活の中でのきめ細やかな観察を継続するとともに、一日を終えての本人の気持ちを毎日把握できるよう、学級担任を主として話をする場を設けた。保護者に対しても学校，市教委(主に生徒指導課)でコンタクトを取り、指導困難な生徒Bへの指導状況を定期的に伝えるように心がけた。(緊急対応チームによる支援)

<結果>

B本人の特性上の課題がなくなったわけではなく、指導を重ねるも同様の暴言が完全

になくなったわけではない。しかし、特性上の行動であったとしても「曖昧にしない」姿勢（迅速に制止，適切な指導を重ねていく姿）を示すことで，当事者であるA，Bだけでなく，半ば「Bはあのような荒い言葉を使う人，仕方がない」とあきらめかけていた生徒たちにも，「いじめを（大人たちは）絶対許さない」，「（大人が）安心できる環境を守ってくれている」ことが伝わり，生徒同士で是非に関する声かけもできるようになってきた。

当初は，加害，被害の本人・保護者含め，双方が謝罪会を拒んでいたが，一定の環境が整えられたことで謝罪会を実施することができた。

相談者である被害家庭の保護者からは「安心して登校できるようになった」，「何かあってもすぐに指導してくれる」，「かなり気持ち的にも（本人が）楽になった」との報告が寄せられた。指導を重ねても解消しない状況から，学校への信頼を失いかけていたが，市教委が間に入り，学校における取組の状況を丁寧に説明していくことで，徐々にではあるが信頼が回復し，再び学校と家庭で連絡が取れるようになっていった。

さらに，加害家庭の保護者からも，「特性をもつ子どもの母親の気持ちを理解していただきながら，この子（B本人）のために，未然に防いでもらっている。制止してもらっている。その上で，子ども（B）に対して丁寧に説明をしてもらっている」との報告もあり，現在も，加害・被害双方に寄り添った指導・支援が続けられている。

概要について

- 中学2年のB(療育手帳取得者・普通学級在籍)が、同級生のAや他の生徒に対して、「死ぬ」等の暴言を言い、本人への指導、Bの保護者への指導、見守り体制の強化が行われたにもかかわらず、暴言が繰り返されている。
- Aの保護者から市教育委員会に相談があり、緊急の対応が開始された。

対応について

- 市教育委員会職員は、被害児童のA宅に家庭訪問を行い、本人及び保護者から詳しい状況を聞くとともに、安心できる環境を整えることに全力を注ぐことを伝えた。
- また、加害児童Bの保護者においても、Bを育てていく中で困難さを抱えた結果、「学校の理解が低い、支援体制が弱い」との不満を学校にもらしていたこともあったことが分かった。
- 以上の結果、Aについては学校指導課・生徒指導課の2課が、Bについては総合育成支援課が対応や支援を行うこととなった(緊急対応チームによる支援)。
- Bへの対応については、学校教員によるパトロールに加え、総合育成支援員を配置し、Bの攻撃的な言動があった際には迅速な指摘・制止ができるようにした。
- Aへの対応については、きめ細かな観察を継続するとともに、本人の気持ちを毎日把握できるよう、学級担任を主として話をする場を設けた。また、保護者に対しても、学校及び市教育委員会から、Bへの指導状況を定期的に伝えるよう心がけた。
- Bの暴言が、特性上の行動であったとしても、迅速に制止し適切な指導を重ねていく姿を示すことで、生徒どうしで行動の是非に関する声かけができるようになった。また、A、Bの保護者双方から、学校への信頼を感じさせる報告が寄せられた。

本事案の対応に対するコメント

- ア：「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、学校の設置者がいじめに関する報告を学校から受けたときは、「必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示する。」とされている。本事案は、加害児童の発達特性も踏まえて3部署による緊急対応チームが生まれ、組織的な対応が行われたケースとして、参考になると考えられる。
- イ：AやBへの支援の結果、Bの暴言を「仕方がない」とあきらめかけていた生徒たちにも、「いじめは許されない」という意識が浸透し、行動につながっていったことが見て取れ、適切な支援が波及的な効果を及ぼし得ることが示唆されている。

加害者に対する別室指導，教育委員会による出席停止措置

<概要>

(関係生徒)

【加害】 中学校2年男子生徒A

【被害】 Aと同じ部活動の生徒7名

(問題行動の状況と指導の経過)

- 中学2年男子Aは、同じ部活動の生徒7名に対し、暴言を吐く、肩を殴ったり蹴ったりする等の暴力行為を繰り返していた、また、そのうち3名からは金銭を取ったり、おごらせたりしていた。
- 被害生徒1名からの訴えを受け、学校は、いじめ対策委員会を開催し、今後の対応を協議した。その後、被害生徒たちへの聞き取りや被害生徒の保護者への説明を行った。また、市教育委員会へ一報を入れるとともに、今後の指導方法について協議した。
- 翌日、加害生徒への聞き取りを行い、事実を確認した。その後、いじめ対策委員会のメンバーで今後の指導方法を協議し、その内容を市教育委員会とも確認した。県教育委員会には状況を報告し、指導を仰いだ。
- 当該生徒は2度の訓告を含む5度の指導を受けてきたにもかかわらず、今回のいじめ事案が発生した。そこで在籍する中学校が策定しているガイドラインに則り、当該生徒を出席停止とすることとした。対応方針については、調査結果を関係生徒の保護者に説明し理解を得た。

(措置に先立つ事前の手続き)

- 出席停止措置に先立ち、保護者及び当該生徒からの意見聴取を行った。
- 保護者からは、「何度も学校に迷惑をかけている」「出席停止の期間は1週間でよいのか」「家で厳しく接し過ぎたことがあったのかもしれない。それを外で出しているのではないか」「出席停止の期間は、様子を見て変わらなければ延ばしてほしい」等の意見が出された。
- 同日、出席停止の理由及び期間(5日間)を記した文書を、市教育委員会の教育長室にて市教育長から交付した。その際、教育長のほか、市教育委員会職員、校長、教頭、学年主任、担任、部活動顧問と当該生徒、保護者が出席した。

(出席停止期間中の指導内容)

○ 出席停止期間中は個別の指導計画を策定し、指導を行った。

〔1日目〕

午前 学年主任や学級担任が中心に指導しながら、公共施設内相談室にて2学期末テストを受ける。

午後 地元の寺院にて写経・座禅・講話

〔2日目〕

午前 学年主任や学級担任が中心に指導しながら、公共施設内相談室にて2学期末テストを受ける。

午後 公共施設内相談室にて、**Social Skill Training** 指導員(※)による講話。

〔3日目〕

午前 学年主任や学級担任が中心に指導しながら、公共施設内相談室にて2学期末テストを受ける。

午後 地元の寺院にて写経・座禅・講話

〔4日目〕

午前 公共施設内相談室にて、**Social Skill Training** 指導員による講話。

午後 自宅待機。

〔5日目〕

午前 公共施設内相談室にて、校長と少年院法務教官による講話。

午後 自宅にて反省文を作成。

(※) 学校だけでは対応が難しい問題行動が発生している小・中学校に派遣される、司法・警察・福祉・教育等の関係機関の元職員及び指導主事等で構成されるチーム。

このほか、「学んだこと、考えたこと」というレポートを毎日提出させ、市教育委員会職員がコメントを記載した。

<出席停止期間後の様子>

○ 出席停止後、加害生徒は部活動を退部したが、クラス内での様子は出席停止以前と変わらず明るく過ごすことができた。また、暴力や暴言もほとんど見られなくなった。

○ また、出席停止後は、担任を中心に関係生徒の様子を見守り続けた。また、継続的に少年院法務教官との面談を続けた。

概要について

- 中学2年男子Aは、同じ部活動の生徒7名に対し暴力行為を繰り返していたほか、うち3名からは金銭を取ったり、おごらせたりしていた。

対応について

- 被害生徒からの訴えを受け、学校は、いじめ対策委員会を開催し、今後の対応を協議することとなった。被害生徒たちへの聞き取り、市教育委員会との協議、加害生徒への聞き取りを踏まえ、さらに、いじめ対策委員会で今後の指導方法を協議した結果、5日間の出席停止とすることとした。
- 出席停止措置に先立ち、保護者及び当該生徒からの意見聴取を行った。
- 出席停止期間中は個別の指導計画を策定し、指導を行った。具体的には、地元寺院における写経・座禅・講話、公共施設内相談室における **Social Skill Training** 指導員や少年院法務教官等による講話、自宅での反省文の作成などが実施された。また、「学んだこと、考えたこと」のレポートを毎日提出させた。

本事案の対応に対するコメント

- ア：「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る」とされている。本事案は、加害生徒が過去に受けた指導実績等に鑑み、5日間の出席停止措置が講じられたものである。
- イ：出席停止期間後の当該生徒の状況から判断する限り、問題行動に改善が見られたことがうかがえ、出席停止措置が適切に活用され、効果を発揮したケースと考えられる。

発達上の課題を抱える児童生徒が関わるいじめへの対処
(その1)

<概要>

- 休み時間に、情緒学級在籍の3年生男子児童Bの投げた石が、小学校3年生の女子児童Aの腕に当たり傷を負った。担任が周りの児童に話を聞いたところ、Bは意図的に石を投げていた。また、Bと一緒に別の男子児童C・D・EもAを追いかけて、押さえつけていたことが明らかとなった。
- Bは、友達への嫌がらせや暴言、離席や授業の妨害などが目立ち、今年度から特別支援学級に入級している。交流学級の男子の中にBの問題行動をおもしろがって、追随するような傾向が出てきたことに危機感を覚えた。早急な対応が迫られる事態だと認識した。

<当該児童>

【被害】 小学校3年生女子児童A (1名)

【加害】 情緒学級在籍の男子児童B 3年生男子児童C・D・E (4名)

<対応>

- 職員に対して
 - ・ 事実を全職員で共有し、危険な行動が見られたときは、その場にいる教師が、その場ですぐに指導することを確認した。
- 保護者に対して
 - ・ 双方の保護者一人一人に事実を伝え、今後の指導方針を話すとともに、家庭の協力をお願いした。
 - ・ Aの保護者は「二度とこういうことがないように」と強く言ったが、最終的に理解してもらった。
 - ・ Bの保護者は涙を流し、精神的に追い詰められている状態であったため、スクールカウンセラーを紹介した。母親が前向きな気持ちでBに接してもらえるよう、学校生活でがんばった点を毎日連絡帳で知らせるようにした。
- Bに対して
 - ・ 学習習慣が全く身につけていなかったため、音読の宿題だけは毎日続けること、漢字と算数の課題はわずかずつでも学校で行うことを徹底した。

- ハードルを下げたルールを設定し、守れたときには大げさにほめた。「好きなことをしてもよい」「デザートのお替わりをしてもよい」などの約束をし、ルールを守ると良いことがあると実感させるようにした。
 - 友達に危害を加えない程度の問題行動については見守ることとし、その行動を止めたときに褒めることを繰り返すことで、好ましい行動がとれるように仕向け、自己肯定感をはぐくむようにした。
 - 時間割どおりに行動することを強制しないようにした。気持ちが安定しないときは無理に交流学級に入れず、特別支援学級で落ち着くまで過ごさせた。
 - 病院への受診を勧め、担任も父母と本人に付き添って主治医の話を聞かせてもらった。
 - 市教委や市の子育て応援課に状況を報告し、協力を依頼した。家ではゲーム三昧の生活であるため、放課後の居場所作りとして放課後デイサービスを利用できるようにしてもらった。本人も楽しみにしており、母の負担の軽減につながることも期待している。
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに児童の様子を観察してもらい、今後の指導方針についてアドバイスをもらった。一人で指導をしていると、本当にこの方法でよいのか迷うことが多々ある。専門家のお話は説得力があり、納得できる点がたくさんあった。
- 交流学級の児童に対して
- 交流学級の児童は1年生の時から共に過ごしているので、Bをよく理解している。うまく交わしながら接してくれている。しかし、学用品や作品を取られたり、なめられたりするなど、目に余ることもある。我慢させてばかりでは不満がたまるので、悩みに耳を傾け、思いに寄り添い、認め、励ましながら指導している。
 - 思いやり、自分の責任を果たすこと、人に流されず善悪を判断することの大切さなどについて、朝の会・帰りの会や学活、道徳などの中で指導を続けている。
 - 暴言を吐く・嘘をつく・物を取るなど、Bの行動は常識を越えているため、1日接していると大人が疲弊してしまう。交流学級の担任と特別支援の担任とが情報交換しながら、時には役割を交代しながら指導に当たっている。

概要について

- 本件は小学3年の児童5名(A～E)に関わる事案である。
- 被害を受けた女子児童Aは、休み時間、情緒学級在籍の男子Bから投石を受け、腕を負傷した。
- また、男子C～EはBと一緒にあって、Aを追いかけて、押さえつけている。
- Bは粗暴なふるまいが目立ち、今年度から特別支援学級に入級している。
- Bの行動をおもしろがった交流学級の男子たちが、Bに追随するような傾向も出てきた。

対応について

- 事案を全職員で共有し、危険な行動が見られたときは、各教師がその場ですぐに指導することとした。
- 加害・被害児童の保護者双方に今後の指導方針を伝えるとともに、家庭の協力をお願いした。特にBの保護者は涙を流すなど、精神的に追い詰められていた様子だったため、スクールカウンセラーを紹介した。
- Bに対しては、学習習慣を身に付けさせること、ルールを守ることの重要性を理解させること、自己肯定感を育むこと、気持ちが安定しないときは無理に交流学級に入れず、特別支援学級で落ち着くまで過ごさせることといった指導・対応を行った。また、病院での受診を保護者に勧めた。
- 市教育委員会や市の子育て応援課に協力を依頼し、Bが放課後デイサービスを利用できるようにしてもらった。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに児童を観察してもらい、指導方針についてアドバイスをもらうようにした。

本事案の対応に対するコメント

- ア：本事案は、加害児童が発達上の課題を抱えているケースである。事案を全職員で共有し、組織的に対応している点は望ましい対応と考えられる。また、児童の特性に応じた指導・対応が行われている点も参考になると考えられる。
- イ：Bの保護者が精神的に追い詰められていた様子であったため、スクールカウンセラーを紹介している。本事案のように、発達上の課題を抱える児童生徒の保護者が精神的に不安定になったり、余裕をなくしたりしているケースも考えられるところであり、学校や教育委員会等が連携して対応する視点は重要である。

発達上の課題を抱える児童生徒が関わるいじめへの対処 (その2)

<概要>

- 6年生男子児童Aが登校班の班長となったが、同じ登校班の他の児童が班長の指示や注意を無視したうえに、Aに対して暴言や小突きがあった。
- 児童Aは怒って家庭で母にこの事情を話し「飛び降りたくなる」と言った。驚いたAの母親は、登校班の児童に対し、仲間外れにしたことはいじめであること、班長(児童A)の指示を聞かず暴言があったことを厳しく指導し、学校にも訴えたことによりAと他の子どもたちの関係はより悪化した。
- 学校はPTA地区役員に依頼し、解決のために保護者会を開いてもらうよう要請した結果、地区保護者会が開催され、他の保護者から登校時の児童の見守り活動をするを話し合ったが、その場にいたAの母が、「子供たちが班長の言うことを聞けば問題ないという理由から見守りは必要ない」と言ったため、会は結論が出ないまま終わった。

<当該児童>

【被害】 小学校6年生男子児童A

※ 発達障害であり、他の児童とコミュニケーションがとりにくくトラブルを起こしやすい。病院に通院し、子育て支援課のサポートも受けている。

【加害】 登校班の他の児童

<対応>

- 学校は当初登校班内のトラブルと捉えていたが、母親からの訴え「子どもが飛び降りたいと言っている」という訴えから、いじめとして認識し対応した。
- 担任と地区担当教員が、登校班の状況をAと他の児童から聞き取り、Aが自分の意に反した時に急に怒り出す等により、他の児童が反発を感じていたことから、指示に従わなかったことがわかった。
- 登校班全員に事実確認を行った後、班長の指示に従って仲良く登校するように指導したことを、Aの母親とPTA役員に説明した。また、教師も交替で登校班の様子を見守ることを伝えた。
- 児童Aの母親に対しては、学校と子育て支援課で連携し、母の話を複数回にわたり根気強く聞き、思いをくみ取ることで心の安定を図っていった。

< 効 果 >

- Aの母親も他の保護者も、学校の対応に理解を示すとともに、子どもたちにも仲良く登校するようにと指導してくれた。
- 教師の見守りによって、登校班の子どもたちはルールを守り、班長の言うことに従って登校するようになった。

本事案の対応に対するコメント

ア：「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、(中略)当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要」とされている。本事案は、発達障害を抱える被害児童の特性を踏まえた指導や保護者・PTAへの説明が行われた結果、解消が図られた事案と見ることができる

イ：特にAの母親については、寄り添った対応をとったことで、心の安定につながったと考えられる。

インターネット上のいじめへの対応

<当該生徒>

【被害】女子生徒6名（中学校2年2名，中学校3年2名，高校1年1名，高校3年1名）

【加害】男子生徒1名（中学校3年）

<概要>

- ・ 当初，学年は特定できなかったが男子生徒1名が，複数の女子生徒の私物を各教室の個人ロッカーや部室から盗み，ツイッター上に投稿していた。被害生徒のうちの1人がこの投稿に気づき，学年所属教員に連絡があったため発覚した。
- ・ 盗まれた物は体操着・部活着・セーターなどで，それらの写真が卑猥なメッセージ付きで，被害者の名前やプリクラ写真などとともに掲載されていた。中には下着の写真も載っていたが，後にこれは被害生徒の私物ではないことが判明した。
- ・ 上記ツイッターのページは加害生徒本人が取得したアカウント上のもので，当然，同類の者の書き込みもたくさんあり，卑猥なコメントや画像なども多かった。このツイッター上では加害生徒の学年も名前もわからなかったが，本人は高校生であると自己紹介していた。
- ・ 2～3週間に1度くらいの割合で新しい盗品がアップされており，その盗品の写真は自宅や学校内で撮られている場合が多かった。中には，早朝まだ誰も登校していない時間帯に盗み，その直後に学校内で投稿していることもあった。
- ・ 徐々に，被害生徒またはその保護者がこのツイッターの存在に気づき始めた。保護者からは学校に何度も問い合わせがあり，②被害生徒は皆，不快な気持ちとともに狙われているという恐怖心を抱いていて，相当な精神的苦痛を受けているようだった。また，ツイッターの存在に気づいていない生徒も，自分の物が続けてなくなっている状況から，物を盗られたり隠されたりするターゲットになっているのではないかという気持ちになっていた。

<加害生徒の特定>

- ・ 学校いじめ組織，管理職への通報を即時に行うとともに，本件は犯罪行為でもあるため，最寄りの警察署やネットパトロール業者にも相談した。警察署やネットパトロール業者からはツイッターから個人を特定するのは難しいと告げられたため，生徒指導部と連携し，様々な情報収集を行った。

- ・ 校門に設置してある防犯カメラの映像などからも、加害生徒は特定できなかった。ところが、ツイッター上のある1枚の写真に学校の教室の床の一部が写っていたことから、撮影されたクラスを特定することができた。具体的には、その写真を拡大して僅かな床の傷を見つけ、その後、生徒指導部教員2名で全校34教室を1つ1つ隅から隅まで回って全く同じ傷を発見した。
- ・ 上記クラスの1人の男子ロッカー内から下級生の女子生徒の体操着を発見したが、ツイッター上には投稿されていない物だったため特定には至らなかった。翌日より、生徒指導部の教員が朝5時過ぎから付近の教室で待機していたところ、数日後、6時過ぎに登校したそのクラスの男子が、別の教室で女子の体操着を盗み、スマホで写真を撮ってその場でツイッターに投稿したため、ついに加害生徒を特定することができた。この事例が発覚してから約3週間が経過していた。

<投稿された写真等の削除>

- ・ 加害生徒の両親に来校してもらい、盗んだ物の返還とツイッターの削除を依頼した。盗品については家中捜したが見つからないという報告を後日受けたが、その後一部が自宅から見つかっている。残りは学校内から見つかった。ツイッターの削除については必ず保護者が立ち会って確実に消すよう強く求めたが、削除に失敗したようだった。
- ・ 結局③子供に削除を任せてしまい、アカウントだけを削除したため、投稿された中身はすべてそのまま残ってしまった。内容が内容だけに、被害生徒やその保護者からツイッターが消えていないことへの不安、今後の対応などについて連日連絡があった。
- ・ 加害生徒本人がアカウントを削除した際、パスワードも一緒に消してしまい記憶もしていないことからアカウントを復活させて再削除することもできなくなってしまった。
- ・ ツwitterの運営会社にも再三、削除依頼のメッセージを送ったが全く変化なく、精神的に不安定な被害生徒も出てきたので、再度相談するため警察署を訪れた。しかし、削除については、警察では何もできないと繰り返されるだけで、全く取り合ってもらえなかった。
- ・ その後、複数の教員と保護者でツイッターの運営会社に何度も削除依頼のメッセージを送ったところ、約1ヶ月後によりやく削除された。

<その他の対応>

- ・ 加害生徒については、両親に来校してもらい、今回の件が犯罪行為であること、被害者が複数の学年の生徒で人数も多いこと、投稿された内容が異常であることなどの点から、被害者への謝罪の機会を設けず、懲戒指導も行わないですぐに転校することを勧めた。その際、被害生徒と突然出会ったりすることがないようにできるだけ遠方の学校に行くこと、本校の生徒とはLINE やメールでも一切連絡を取らないことを条件とした。結果、親類を頼って北海道の中学校に転校することとなった。
- ・ 被害生徒については、一家庭ずつ保護者に来校いただき、生徒指導統括部長から事の経過を説明した後、校長から謝罪を行った。どの保護者も、加害生徒が遠方に転居したことには安心していましたが、この段階ではまだツイッターが削除されていなかったため、このまま消えないのではないかと心配されていた。後日、削除された時点でその旨を電話連絡した。

概要について

- 男子生徒が、複数の女子生徒の私物を盗み、ツイッター上に投稿していた。
- 体操着や部活着、セーターなどが盗まれ、卑猥なメッセージ付きの写真として掲載される。
- 加害生徒は、自分が高校生であることをページ上で紹介していた。
- 盗品のアップされている写真は家の中や学校内で撮影されていることが多かった。
- 盗難が起きる時間帯は、早朝の場合もあり、その直後に写真が登校される場合もあった。
- 被害生徒は、不快な気持ちと恐怖心を抱き、精神的苦痛を受けていた。

対応について

- 本事案への対処に当たり、学校いじめ組織や管理職への通報を即時に行うとともに、最寄りの警察署やネットパトロール業者にも相談した。
- 警察署等からは、ツイッターから個人を特定するのは難しいと言われたため、様々な情報収集や早朝の張り込みの結果、事案発覚から3週間後に、加害生徒を特定することができた。
- 加害生徒の両親に来校してもらい、盗んだ物の返還とツイッターの削除を依頼した。ツイッターの削除は当該生徒に任せた結果、アカウントのみを削除したため、投稿内容はすべてそのまま残ってしまい、被害生徒やその保護者の不安は解消されなかった。その後、複数の教員と保護者からツイッターの運営会社に何度も削除依頼を行ったところ、約1か月後によりやく削除された。
- 加害生徒については、事案の悪質性に照らし、被害者への謝罪の機会を設けず、懲戒指導も行うことなく、すぐに転校することを勧めた。その結果、加害生徒は遠方の中学校に転校することとなった。
- 被害生徒については、一家庭ずつ保護者に来校していただき、経過を説明した後、校長から謝罪を行った。

本事案の対応に対するコメント

- 事案対処に当たり、学校いじめ組織や管理職への通報が即時に行われたことや、警察等に相談を行ったことについては適切な対応であったと考えられる。
- 本事案では、警察署やネットパトロール業者からはツイッターから個人の特定は難しいとされ、学校側が自ら加害児童の特定を行わざるを得なかった。「いじめの防止等のための基本的な方針」にも、「インターネット上の不適切な書き込み等については、被害や拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。」とあるが、児童生徒が主に利用している SNS については、同様の事案が起こった際に、何がどこまでできるのか整理しておくことが有効と考えられる。
- 加害生徒の特定後、ツイッターのアカウントのみを削除し、これを加害生徒任せにしたことで、投稿内容が残り続け、被害生徒やその保護者の不安を解消するまでに至らなかった。SNS 上の情報の削除や拡散予防の措置は、生徒任せにせず、学校や保護者が連携し主体的に対応することが重要と考えられる。